

市民窓口課での転出の手続きは、概ね2週間前からとなりますが、転出が決まった場合は、転出校に早目に連絡していただくと、学校でのいろいろな手続きがスムーズに行えます。
 転出先（新住所地）の学校へも連絡をしてください。

河内長野市外への転出

河内長野市内からの転出決定

転出校へ電話で連絡をする。



概ね2週間前～

河内長野市役所
1階市民窓口課へ

▶▶市民窓口課で転出届をして、以下の書類の交付を受ける。
「就学者異動通知書」

河内長野市教育委員会
教育指導課
(河内長野市役所7階)

以下の場合には教育委員会
 教育指導課（市役所7階）へ
 ☆調整学区にお住まいの場合
 ☆私立国立学校等に通学されている場合
 ☆海外へ転出される場合
 ☆就学についてご相談のある場合
 ☆市民窓口課から案内のあった場合
 ※認め印が必要になる場合があります。

転出校

▶▶転出校に以下の書類を提出する。
「就学者異動通知書」 市民窓口課で交付されたもの
 ▶▶転出校から以下の書類を受け取る。
「教科書給与証明書」
「在学証明書」 } 転入先の指定された学校へ提出

転入先の市町村役場へ転入届出後、指定された学校へ

転出先（新住所地）の学校へも電話で連絡をする。